

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015</p> <p>016 体表面用電場電極</p> <p>(1) <u>膠芽腫用</u> 35,900円</p> <p>(2) <u>非小細胞肺癌用</u></p> <p>① 小型 48,800円</p> <p>② 大型 65,000円</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（コイルムを除く。）及びその材料価格 001～122（略）</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2)（略）</p>	<p>別表</p> <p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～015 (新設)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（コイルムを除く。）及びその材料価格 001～122（略）</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2)（略）</p>

(3) バルスワールドアブレーション用	681,000円	(3) バルスワールドアブレーション用	681,000円
① 標準型		(新設)	
② 熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能（心房内・心室内全域型）付加型	883,000円	(新設)	
124～132 (略)		124～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル		133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) 末梢 ^{レキヤ} 血管用システムセット		(1)・(2) 末梢 ^{レキヤ} 血管用システムセット	
(3) PTAバルーンカテーテル		(3) PTAバルーンカテーテル	
①～⑤ (略)		①～⑤ (略)	
⑥ 再狭窄抑制型	173,000円	⑥ 再狭窄抑制型	173,000円
⑦ 標準型	192,000円	(新設)	
⑧ 橈骨動脈穿孔対応型		(新設)	
⑦ (略)		⑦ (略)	
(4)～② (略)		(4)～② (略)	
134～167 (略)		134～167 (略)	
168 心腔内超音波プローブ		168 心腔内超音波プローブ	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 再製造		(3) 再製造	
① (略)		① (略)	
② 磁気センサー付き	229,000円	(新設)	
169～194 (略)		169～194 (略)	
195 体表面用電場電極		195 体表面用電場電極	
(1) 膠芽腫用 ^{ヒヤ}	35,900円	(新設)	
(2) 非小細胞肺癌用		(新設)	
① 小型	48,800円		
② 大型	65,000円		
196～210 (略)		196～210 (略)	
211 植込型骨導補聴器（直接振動型）		211 植込型骨導補聴器（直接振動型）	
(1) インプラント	720,000円	(1) インプラント	720,000円
① 標準型	744,000円	(新設)	
② 特殊型		(新設)	
(2) 音声信号処理装置		(2) 音声信号処理装置	
① 標準型	325,000円	(新設)	
② 特殊型	325,000円	(新設)	
(3) オプション部品（標準型）	29,800円	(3) オプション部品	29,800円
212～237 (略)		212～237 (略)	

238	冷凍アレーション用パールカーテール				389,000円	(新設)
239	腎神経焼灼術用カーテール					(新設)
	(1) 超音波エネルギー式				694,000円	
	① カーテール				124,000円	
	② カートリッジ				1,410,000円	
	(2) 高周波エネルギー式				3,060,000円	(新設)
240	経皮的三尖弁クリップシステム					
	注 経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを2個以上使用する場合は、追加する1個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。					
Ⅲ～Ⅴ	(略)					
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格		
001	(略)					
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)		1 g	15,991円		001 (略)
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)		1 g	14,682円		002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1 g	14,777円		003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)		1 g	14,766円		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)		1 g	4,779円		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)
007～009	(略)					006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)		1 g	6,446円		007～009 (略)
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)		1 g	262円		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)		1 g	287円		011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)		1 g	293円		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)
014～071	(略)					013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)
Ⅶ～Ⅸ	(略)					014～071 (略)
Ⅲ～Ⅴ	(略)					
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格		
001	(略)					
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)		1 g	13,287円		001 (略)
003	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)		1 g	11,978円		002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S 適合品)
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)		1 g	12,073円		003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S 適合品)
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)		1 g	12,062円		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)		1 g	3,802円		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)
007～009	(略)					006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)		1 g	5,435円		007～009 (略)
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)		1 g	207円		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)		1 g	232円		011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)		1 g	261円		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)
014～071	(略)					013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)
Ⅶ～Ⅸ	(略)					014～071 (略)